

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要
に対する意見公募要領

令和3年5月31日
経済産業省
商務情報政策局
情報技術利用促進課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験の受験手数料を改定するため、標記の政令を一部改正することを検討しております。つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」の概要

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和3年5月31日（月）～令和3年6月29日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから日本語で記入しご提出ください。

(2) 郵送

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で記入の上、
下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課

パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見を日本語で記入の上、
下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：j-shojo-johoshori@meti.go.jp

（電子メールの件名を「情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する
政令案の概要に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。